

告 示

埼玉県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
上用水堰土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所に
ついて、次のとおり届出があつた。

令和元年五月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名 氏名 住所

監事 梶 田 啓 二 埼玉県東松山市大字上野本五百四十五番地一

二 退任

職名 氏名 住所

監事 田 村 登志夫 埼玉県東松山市大字上野本千百五十三番地二